

平成28年度税制改正に伴う法人府民税・法人事業税・地方法人特別税の申告書の記載方法について

平成28年6月30日に地方税法施行規則様式が改正され、現在、[京都府ホームページ「府税ダウンロードサービス」](#)において新様式のダウンロード対応が可能となっています。

平成28年4月1日以後に開始する事業年度の法人府民税・法人事業税・地方法人特別税の申告書の記載にあたり、旧様式をご使用される場合は以下のおりのご対応をお願いします。

平成27年度、28年度税制改正の主な内容については、[京都府ホームページ「府税について 新着情報\(28.6.27\)」](#)をご覧ください。

【平成28年4月1日以後に開始する事業年度の旧様式による申告について】

● 第6号様式（中間・確定申告書）

⑫「差引法人税割額」欄

「道府県民税の特定寄附金税額控除額（地方税法附則第8条の2の2）」を控除後の金額を記載する。

④⑥「平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額」欄

平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額を記載する。

⑤⑩「この申告により納付すべき事業税額」欄

「事業税の特定寄附金税額控除額（地方税法附則第9条の2の2）」を控除後の金額を記載する。

● 第6号様式別表2（控除対象個別帰属調整額の控除明細書）

②「控除対象個別帰属調整額」欄

「①×23.9/100又は①×20/100」を「①×23.4/100又は①×20/100」と読み替えて算出した金額を記載する。

● 第6号様式別表5の7（平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額に関する計算書）

⑩「③が30億円以下の場合の控除額」欄

「⑮/2」を「⑮×3/4」と読み替えて算出した金額を記載する。

⑪「③が30億円超40億円未満の場合の控除額」欄

「⑮×(40億円-③)/20億円」を「⑮×(3×(40億円-③))/40億円」と読み替えて算出した金額を記載する。

● 第6号様式別表9（欠損金額等及び災害損失金の控除明細書）

②「所得金額控除限度額」欄

「①×50、65、80又は100/100」を「①×50、55、60、65又は100/100」と読み替えて算出した金額を記載する。

* 京都府内に恒久的施設を有する外国法人が平成28年4月1日以後に開始する事業年度の申告をする場合には、第6号様式別表1の2を提出願います。

* 特定寄附金を支出した場合で税額控除を受ける場合には、第7号の3様式及び寄附先の地方公共団体から交付を受けた領収書の写しを提出願います。

平成28年度税制改正に伴う法人市町村民税の申告書の記載方法について

平成28年6月30日に地方税法施行規則様式が改正され、現在、[京都地方税機構ホームページ「法人関係税ダウンロードサービス」](#)において新様式のダウンロード対応が可能となっています。

平成28年4月1日以後に開始する事業年度の法人市町村民税の申告書の記載にあたり、旧様式をご使用される場合は以下のおりのご対応をお願いします。

平成27年度、28年度税制改正の主な内容については、[京都地方税機構ホームページ「お知らせ\(28.7.12\)」](#)をご覧ください。

【平成28年4月1日以後に開始する事業年度の旧様式による申告について】

● 第20号様式（中間・確定申告書）

⑩「差引法人税割額」欄

「市町村民税の特定寄附金税額控除額（地方税法附則第8条の2の2）」を控除後の金額を記載する。

● 第20号様式別表2（控除対象個別帰属調整額の控除明細書）

②「控除対象個別帰属調整額」欄

「①×23.9/100 又は①×20/100」を「①×23.4/100 又は①×20/100」と読み替えて算出した金額を記載する。

* 京都府内の市町村に恒久的施設を有する外国法人が平成28年4月1日以後に開始する事業年度の申告をする場合には、第20号様式別表1の2を提出願います。

* 特定寄附金を支出した場合で税額控除を受ける場合には、第20号の5様式及び寄附先の地方公共団体から交付を受けた領収書の写しを提出願います。